

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県尾道市向東町1260番地
氏 名 有限会社水野産業
取締役 水野雄貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村 岡 嗣 政



許 可 の 年 月 日 令和 7 年 3 月 23 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 12 年 3 月 22 日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
以上7種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 7 年 3 月 23 日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無(下関市)

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有